

# 公開買付説明書

2024年11月

TCS-1投資事業有限責任組合

TCS-2投資事業有限責任組合

ティー・シー・エス・スリー・エル・ピー (TCS-3 L.P.)

ティー・シー・エス・フォー・エル・ピー (TCS-4 L.P.)

豊栄実業株式会社

(対象者：MUTOHホールディングス株式会社)

## 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 / 1	TCS-1投資事業有限責任組合
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6097
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CF0&コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[届出者の氏名又は名称] / 2	TCS-2投資事業有限責任組合
[届出者の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
[電話番号]	03-6212-6097
[事務連絡者氏名]	インテグラル株式会社 CF0&コントローラー 澄川 恭章
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
[届出者の氏名又は名称] / 3	ティー・シー・エス・スリー・エル・ピー (TCS-3 L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アヴェニュー190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付 (c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands.)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
[代理人の氏名又は名称]	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 黒田 裕/同 田村 優/同 河野 ひとみ/同 端山 剛史
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
[電話番号]	03-6889-7000 (代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 黒田 裕/同 田村 優/同 河野 ひとみ/同 端山 剛史

[届出者の氏名又は名称] / 4	ティー・シー・エス・フォー・エル・ピー (TCS-4 L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アヴェニュー190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付 (c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands.)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
[代理人の氏名又は名称]	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 黒田 裕/同 田村 優/同 河野 ひとみ/同 端山 剛史
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
[電話番号]	03-6889-7000 (代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 黒田 裕/同 田村 優/同 河野 ひとみ/同 端山 剛史
[届出者の氏名又は名称] / 5	豊栄実業株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都豊島区目白二丁目16番20号
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
[電話番号]	03-6889-7000 (代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 黒田 裕/同 田村 優/同 河野 ひとみ/同 端山 剛史
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
<b>【縦覧に供する場所】</b>	TCS-1投資事業有限責任組合 (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) TCS-2投資事業有限責任組合 (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 豊栄実業株式会社 (東京都豊島区目白二丁目16番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCS-1投資事業有限責任組合(以下「TCS-1」といいます。)、TCS-2投資事業有限責任組合(以下「TCS-2」といいます。)、ティー・シー・エス・スリー・エル・ピー(TCS-3 L.P.) (以下「TCS-3」といいます。)、ティー・シー・エス・フォー・エル・ピー(TCS-4 L.P.) (以下「TCS-4」といいます。)及び豊栄実業株式会社(以下「豊栄実業」といいます。)を総称して、又は個別にいます。また、TCS-1、TCS-2、TCS-3、TCS-4及び豊栄実業を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、MUTOHホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

# 目 次

	頁
第1 公開買付要項 .....	1
1. 対象者名 .....	1
2. 買付け等をする株券等の種類 .....	1
3. 買付け等の目的 .....	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 .....	7
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合 .....	10
6. 株券等の取得に関する許可等 .....	10
7. 応募及び契約の解除の方法 .....	11
8. 買付け等に要する資金 .....	13
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 .....	15
10. 決済の方法 .....	15
11. その他買付け等の条件及び方法 .....	16
第2 公開買付者の状況 .....	18
1. 会社の場合 .....	18
2. 会社以外の団体の場合 .....	23
3. 個人の場合 .....	26
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況 .....	27
1. 株券等の所有状況 .....	27
2. 株券等の取引状況 .....	34
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約 .....	34
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約 .....	34
第4 公開買付者と対象者との取引等 .....	35
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容 .....	35
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 .....	35
第5 対象者の状況 .....	35
1. 最近3年間の損益状況等 .....	35
2. 株価の状況 .....	35
3. 株主の状況 .....	36
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項 .....	37
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 .....	37
6. その他 .....	37
対象者に係る主要な経営指標等の推移 .....	38

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

MUTOHホールディングス株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

TCS-1、TCS-2、TCS-3及びTCS-4（以下、総称して「TCSファンド」といいます。）は、いずれも、ITソリューション事業を中核として幅広い業種・業態の事業を展開しているTCSホールディングス株式会社（以下「TCSホールディングス」といいます。）及びそのグループ会社に対する投資を目的として組成された投資ファンドであり、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象とした独立系プライベートエクイティ投資会社であるインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）が子会社を介して管理・運用しています。TCS-1は、インテグラルの子会社であるTokyo-1 GP株式会社を無限責任組員として2023年4月26日に組成された投資事業有限責任組合であり、TCS-2は、インテグラルの子会社であるTokyo-2 GP株式会社を無限責任組員として2023年4月26日に組成された投資事業有限責任組合であり、TCS-3は、インテグラルの子会社であるTokyo-3 GP Ltd.をGeneral Partnerとして2023年4月17日に組成された英国領ケイマン諸島法に基づくExempted Limited Partnershipであり、TCS-4は、インテグラルの子会社であるTokyo-4 GP Ltd.をGeneral Partnerとして2023年4月18日に組成された英国領ケイマン諸島法に基づくExempted Limited Partnershipです。TCSファンドは、2023年4月にTCSホールディングスの創業家及び豊栄実業との間で締結した資本業務提携契約（以下「TCS資本業務提携契約」といいます。）に基づき同年8月に傘下にITソリューション事業を営む子会社を有するTCSホールディングス並びに当時TCSホールディングスの子会社であった株式会社明成商会（以下「明成商会」といいます。）や株式会社セコニック（以下「セコニック」といいます。）等のITソリューション事業以外の事業を営む子会社（以下、明成商会、セコニックと合わせて「アライアンス各社」といいます。）への投資を実行しております（注1）。

インテグラルは日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社です。社名である「インテグラル」とは、『積分、積み重ね』を意味し、投資先企業と信頼関係を構築し、持続的な企業価値の向上に資する施策を積み重ねていくという長期的視野に立ったエクイティ投資を行うことを理念としており、『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業とともに歩み、投資先の事業方針を尊重して企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行うことを方針としております。

インテグラルは、2007年9月の創業からこれまで計31件の投資実績（2024年11月14日現在）を有し、企業価値向上に向けた経営・財務の両面でのサポートを行って参りました。インテグラルは、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指しております。M&A業務及び会社のマネジメントに従事し、それらの高度な専門的知識を有する者が集まった国内独立系の投資会社として、日本企業のマネジメント層の特性を十分に理解・尊重しながら、投資先企業の企業価値向上を最優先した成長戦略促進の支援に全力で取り組んでおります。

豊栄実業は、TCSホールディングスの創業家の資産管理会社であり、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を5,200株（所有割合（注2）：0.11%）所有しております。なお、TCSファンドは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりませんが、公開買付者が合計してその議決権の全てを所有するTCSホールディングスは、対象者株式1,322,000株（所有割合：28.89%）を所有し、TCSホールディングスの完全子会社である株式会社マーブル（以下「マーブル」といいます。）及びその完全子会社であるコムシス株式会社（以下「コムシス」といいます。）は、合計して対象者株式423,720株（所有割合：9.26%）を所有しており、TCSホールディングス及びその完全子会社（以下、総称して「TCSグループ」といいます。）は、合わせて対象者株式1,745,720株（所有割合：38.15%）を所有しております。また、公開買付者が合計してその議決権の全てを所有する明成商会及びセコニックは、合わせて対象者株式21,497株（所有割合：0.47%）を所有しております。公開買付者ら、TCSグループ、明成商会及びセコニックは、合わせて対象者株式1,772,417株（所有割合：38.73%）を所有しております。

（注1） TCSホールディングスは、その売上及び利益の大部分を占める事業であったITソリューション事業の事業環境の変化が加速する中で、ITソリューション事業の更なる成長に加えて、アライアンス各社がそれぞれ独自の成長戦略を構築し、発展を目指すことを可能にすべく、外部パートナーからの出資の受入れを検討した結果、TCSファンドからの出資を受け入れることとし、TCSファンドは、TCSホールディングスの創業家及び豊栄実業との間でTCS資本業務提携契約を締結いたしました。アライアンス各社は、こ

のようにそれぞれ独自の成長戦略を構築し、発展を目指すことを目的として、TCS資本業務提携契約に基づき、TCSホールディングスの傘下から離れ、その株式をTCSファンド及び豊栄実業によって所有されるに至っています。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,054,818株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(478,770株)を控除した株式数(4,576,048株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

なお、公開買付者ら、TCSグループ及びアライアンス各社による対象者株式の所有状況並びに公開買付者ら及びTCSホールディングスとの資本関係は、以下のとおりです。

株主	公開買付者ら及びTCSホールディングスとの関係	所有株式数(株)	所有割合(%)
TCS-1	—	0	0.00
TCS-2	—	0	0.00
TCS-3	—	0	0.00
TCS-4	—	0	0.00
豊栄実業	—	5,200	0.11
TCSホールディングス	公開買付者らが議決権を100%保有する	1,322,000	28.89
マーブル	TCSホールディングスの完全子会社	392,911	8.59
コムシス	TCSホールディングスの完全子会社	30,809	0.67
セコニック	公開買付者らが議決権を100%保有する	20,297	0.44
明成商会	公開買付者らが議決権を100%保有する	1,200	0.03
合計		1,772,417	38.73

TCSファンドによるTCSホールディングス及びアライアンス各社への投資の実行以降、TCSグループ及びアライアンス各社がそれぞれの独自の戦略を加速させていく中で、今般、公開買付者らは、TCSグループ及びアライアンス各社が分散して所有する対象者株式を公開買付者らに異動し、TCSグループ及びアライアンス各社の経営・財務戦略と切り離し、対象者株式を適切かつ効率的に管理することにより、対象者の経営の安定化を図り、対象者における中長期的な企業価値の維持・向上のための取組みを支えていくことを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者らは、本公開買付けに際し、TCSホールディングス、セコニック、及び明成商会(以下、総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、2024年11月13日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、本応募合意株主が、その所有する対象者株式の全て(1,343,497株、所有割合:29.36%)。以下「本応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募すること、TCSホールディングスは、その完全子会社であるマーブル及びその完全子会社であるコムシス(以下、総称して「本応募合意株主完全子会社」といいます。)が所有する対象者株式の全て(423,720株、所有割合:9.26%)。以下「本完全子会社応募株式」といいます。)を本公開買付けに応募させることに合意しております(本応募合意株式と本完全子会社応募株式を総称して「本応募予定株式」といい、その合計数は1,767,217株(所有割合:38.62%)になります。)。本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けは、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社から本応募予定株式を取得することを目的として行われ、また、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」に記載のとおり、公開買付者らと本応募合意株主との間で協議及び交渉の結果により合意された価格であり、また、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日の市場株価に対してディスカウントとなる価格であることから、本公開買付けにおいては本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社のみが応募することを想定しております。

もともと、本書提出日現在、公開買付者らは、豊栄実業を除き対象者株式を直接所有していないものの、本公開

買付けの成立後に公開買付者らが所有することとなる対象者株式に係る株券等所有割合の合計が3分の1を超えることになるため、公開買付者らが本応募予定株式を取得するためには、法第27条の2第1項第2号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社以外の対象者の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

また、公開買付者らは、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針である一方、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社以外の対象者の株主の皆様から応募があった場合に直ちに公開買付者らが本応募予定株式の全てを買い付けることができなくなることを避けるため、買付予定数の上限については、本応募予定株式と同数の1,767,217株（所有割合：38.62%）よりも多い2,242,300株（所有割合：49.00%）と設定しております。なお、公開買付者らが本公開買付けにより買付予定数の上限である2,242,300株を取得した場合、公開買付者らが所有する対象者株式の最大数は2,247,500株（所有割合：49.11%）となります。かかる最大数は、本公開買付けが、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社が所有する本応募予定株式を本応募合意株主の株主である公開買付者らに異動させることを目的とした取引であり、公開買付者らによる対象者の経営への影響力を従前よりも強化することを目的とするものではないことから、本公開買付け後も引き続き対象者の自主的な経営を阻害することがないよう、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社以外の対象者の株主の皆様から本公開買付けへの応募があった場合であっても、公開買付者らが本公開買付け後に所有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権数の過半数に至らないように設定されています。本公開買付けにおいて、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社以外の対象者の株主の皆様から、買付予定数の上限から本応募予定株式を引いた株式数以上の応募があったことにより、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限（2,242,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、本応募予定株式と同数の1,767,217株（所有割合：38.62%）。なお、公開買付者らが本公開買付けにより買付予定数の下限である1,767,217株を取得した場合、公開買付者らが所有する対象者株式の合計数は1,772,417株（所有割合：38.73%）となります。）と設定しております。したがって、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けにおいて、公開買付者らが取得する株式数は、以下の算式によって算出される株式数を予定しております。

TCS-1	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の20,451を乗じた数
TCS-2	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の388,526を乗じた数
TCS-3	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の214,135を乗じた数
TCS-4	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の226,888を乗じた数
豊栄実業	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の150,000を乗じた数

(注) 上記算式によって算出される株式数において、1株未満の端数が発生した場合には、小数点以下第一位を四捨五入することによって整数となるように公開買付者ら間の協議によって調整いたします。なお、公開買付者らのうちインテグラルの子会社はTCS-1のみであるため、本公開買付けによって対象者がインテグラルの関連会社となることはございません。

対象者が2024年11月13日に公表した「TCS-1投資事業有限責任組合、TCS-2投資事業有限責任組合、TCS-3 L.P.、TCS-4 L.P.及び豊栄実業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、TCSホールディングス及びアライアンス各社のそれぞれの戦略が加速していく中で、本公開買付けを通じて、対象者株式を公開買付者らに異動することにより、TCSホールディングス及びアライアンス各社の経営・財務戦略から切り離され、もって対象者の経営の安定化を図ることができるとの結論に至ったことから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格は公開買付者らと本応募合意株主との間で協議及び交渉の結果により合意されたものであり、かつ、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることを理由に、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取

締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者らは、TCSホールディングス及びアライアンス各社につき、TCSファンドが85%の議決権に相当する株式を、豊栄実業が15%の議決権に相当する株式を所有する共同株主であり、TCSグループ及びアライアンス各社の企業価値向上を目的として締結した株主間契約に基づき、2023年8月より、TCSグループ及びアライアンス各社を共同して運営しています。

一方、対象者は、1952年3月に商号を株式会社武藤目盛彫刻として設立され、設計製図機械の製造販売を開始しました。1959年4月に商号を武藤工業株式会社に変更し、1983年6月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場、1985年3月には東京証券取引所市場第一部に指定替えとなりました。その後、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分の移行に伴い、現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。1999年7月にTCSホールディングスとの間で締結した資本業務提携契約に基づきTCSホールディングスが資本参加したことにより、TCSホールディングスの関連会社となりました。その後、2007年4月に会社分割により持株会社体制に移行し、商号を現在のMUTOHホールディングス株式会社に変更し、本書提出日現在、大判インクジェットプリンタを主体とする情報画像関連機器の開発・製造・販売、CAD（コンピュータを使用した設計。）システムの開発・販売及びシステムインテグレーション・ソリューションサービスからなる情報サービス事業、設計製図機器及び光学式計測器の製造・販売、並びに不動産賃貸を主な事業としています。なお、本書提出日現在、豊栄実業代表取締役兼TCSホールディングス代表取締役社長兼マーブル取締役会長兼セコニック取締役兼明成商会取締役である高山芳之氏、TCSホールディングス社長室長である小林裕輔氏、及びセコニック取締役である高木俊幸氏が対象者の監査等委員でない取締役を兼務しており、また、セコニック代表取締役である井上孝司氏は、対象者の取締役（監査等委員）を兼務しております。

公開買付者らは、対象者株式がTCSグループ及びアライアンス各社に分散して所有されている状況にあり、2023年4月のTCS資本業務提携契約の締結と同契約に基づく2023年8月のTCSファンドによるTCSグループ及びアライアンス各社への投資以降、TCSグループはITソリューション事業に注力しており、対象者株式をTCSグループにおいて所有することによるシナジー効果が乏しくなっておりました。また、アライアンス各社が行う事業の領域は多様であり、必ずしも対象者の行う事業と関連性が深いとはいえないところ、アライアンス各社においてもそれぞれの戦略を加速させている一方で、アライアンス各社が所有する対象者株式がそれぞれ僅少で分散していることから、公開買付者らは、2023年8月下旬から、対象者株式をより適切かつ効率的に管理するストラクチャーについて検討を重ねて参りました。かかる検討を経て、公開買付者らは、2024年8月下旬、TCSグループ及びアライアンス各社の経営・財務戦略とは切り離して、対象者株式を適切かつ効率的に管理することにより、対象者の経営の安定化を図り、対象者における中長期的な企業価値の維持・向上のための取組みを支援していくことを目的として、対象者株式を継続的に所有するためにより適した事業体といえる投資ファンド又は資産管理会社である公開買付者らに異動することが適切であるとの結論に至りました。

なお、本公開買付価格については、本公開買付けの目的が、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社から本応募予定株式を取得することであるため、公開買付者らと本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。公開買付者らは、2024年10月上旬以降、本応募合意株主との本公開買付価格に係る交渉を開始しましたが、本応募合意株主の議決権の全てを公開買付者らが合計して所有していることから経済的な利害対立が生じるものではなく、もっぱら本公開買付けの目的を達成するためどのように本公開買付価格を設定するかが議論の対象となりました。その結果、2024年10月中旬、本応募予定株式以外の対象者株式が本公開買付けに応募されることを可能な限り回避すべく、対象者株式の市場株価から一定程度ディスカウントした価格を本公開買付価格とする必要性があり、参照した過去の同種の事例におけるディスカウント率が10%程度であったことを踏まえて、本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に対しておよそ10%程度ディスカウントをした価格とすることにつき口頭で大筋合意するに至りました。そして、公開買付者らは、2024年11月12日、同日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値が2,401円であることを確認の上、当該終値に対して10%のディスカウントを目安としつつも、対象者株式の市場株価の動向、本応募予定株式以外の対象者株式が本公開買付けに応募される見通し及び本応募合意株主の応諾見込み等を総合的に勘案し、本公開買付価格を当該終値に対して8.37%ディスカウントした価格である2,200円（小数点以下を四捨五入。）としたい旨を本応募合意株主に提案したところ、2024年11月13日、本

応募合意株主より当該提案を応諾する旨の回答を受けたため、同日、本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、その中で、2,200円をもって本公開買付価格とすることを正式に合意いたしました。

なお、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社から本応募予定株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨、2024年10月4日に伝達したところ、対象者から特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、2024年10月4日に、公開買付者らから、(a)TCSグループおよびアライアンス各社が所有する対象者株式を公開買付者らが共同買付けすることを検討していること、(b)公開買付者らが取得しようとする対象者株式の議決権比率が対象者の総株主の議決権比率の3分の1を超えることから法第27条の2第1項第2号に基づき公開買付けの手法による必要があることの説明を受けたとのことです。上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者らが対象者株式を買付ける予定の本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社は、公開買付者らが合計してその議決権の全てを所有するTCSホールディングス及びその完全子会社並びに公開買付者らとその議決権の全てを所有する明成商会、セコニックであり、その株式総数は1,767,217株（所有割合：38.62%）と説明を受けたとのことです。また本公開買付けの買付予定数の上限は2,242,300株であり、応募予定株式全てを公開買付者らが買い付けた場合においても、対象者株式の上場は維持されるとのことでした。

対象者は、弁護士法人色川法律事務所（以下「色川法律事務所」といいます。）をリーガル・アドバイザーに選任し、意思決定の方法等につき助言を受けるとともに、どのような意見表明を行うか検討してきたとのことです。そして2024年11月13日開催の対象者取締役会において、(a)本公開買付けは、TCSホールディングス及びアライアンス各社のそれぞれの戦略が加速していく中で、本公開買付けを通じて対象者株式を公開買付者らに異動することにより、対象者をTCSホールディングス及びアライアンス各社の経営・財務戦略から切り離し、対象者株式を継続的に所有するためにより適した事業体といえる投資ファンド又は資産管理会社を安定的な株主とすることで、対象者の経営の安定化を図ることが目的であること、(b)本公開買付けは、TCSグループ及びアライアンス各社からその株主である公開買付者らに対象者株式を異動させる、すなわち間接出資の状態から公開買付者らの直接出資に変更するにとどまるものであること、(c)公開買付者らは、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はなく、対象者株式の上場維持を前提に、対象者の現在の経営体制・経営方針を尊重する方針であることから、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。

また、(a)本公開買付価格は、公開買付者らと本応募合意株主との間で協議及び交渉の結果により合意されたものであり、かつ、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないこと、(b)公開買付者らは、本公開買付け成立後に対象者株式を追加取得することなく、対象者株式の上場が維持される方針であり、対象者の株主の皆様が本公開買付け成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者らは、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場維持を前提とした現状の経営を尊重し、対象者における中長期的な企業価値の維持・向上のための取組みを支援していく予定です。本書提出日現在、公開買付者らが対象者に対して追加で役員派遣を行うことや公開買付者らと対象者との事業上の提携等を行うことは予定しておりません。なお、本公開買付けの成立により、対象者とTCSホールディングスとの資本関係が解消されることから、対象者が1999年7月にTCSホールディングスとの間で締結した資本業務提携契約につきましては、具体的な時期は未定であるものの、本公開買付けの成立後に解除する予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けへの意見表明を行うにあたり、対象者の取締役のうち高山芳之氏が豊栄実業の代表取締役、TCSホールディングスの代表取締役社長、マーブルの取締役会長、セコニックの取締役及び明成商会の取締役であること、小林裕輔氏がTCSホールディングスの社長室長であること、井上孝司氏がセコニックの代表取締役であること及び高木俊幸氏がセコニックの取締役であることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の過程における透明性及び公正性を確保するため、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして色川法律事務所を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について必要な法的助言を受けているとのことです。色川法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本公開買付けの成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、対象者の取締役（監査等委員を含む。）11名のうち利害関係を有する4名を除く7名全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議したとのことです。

なお、利害関係を有する4名の取締役、すなわち取締役の高山芳之氏、小林裕輔氏、高木俊幸氏と取締役（監査等委員）の井上孝司氏は、対象者の意思決定の公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する議案について、その審議及び決議に参加していないとのことです。高山芳之氏は、公開買付者らである豊栄実業の代表取締役であり、対象者株式の現所有者で本応募契約を締結しているTCSホールディングスの代表取締役社長及びその傘下会社のマーブルの取締役会長、セコニックの取締役及び明成商会の取締役であるとのことです。小林裕輔氏は、TCSホールディングスの社長室長であるとのことです。高木俊幸氏と井上孝司氏はそれぞれ、対象者株式の現所有者で本応募契約を締結しているセコニックの取締役会長、代表取締役副社長であるとのことです。

また監査等委員4名のうち、井上孝司氏を除く利害関係を有しない監査等委員3名から、上記決議につき異議がない旨の意見書を入手しているとのことです。

(4) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、本応募予定株式の取得を目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、公開買付者らは、本書提出日現在、本公開買付け成立後に対象者株式を追加取得する予定はありません。また、公開買付者らは、買付予定数の上限を超える応募があった場合、あん分比例の方式により買付けを行うこととなるため、本応募予定株式の全てを取得することができない可能性があります。その場合においても、本応募予定株式のうち本公開買付けによる買付け等が行われなかった対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者ら及び対象者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であります。また本公開買付けの買付予定数の上限は2,242,300株であり、本公開買付け成立後、公開買付者らが所有する対象者株式は最大で2,247,500株（所有割合：49.11%）となり、応募予定株式全てを公開買付者らが買い付けた場合においても、対象者株式の上場は維持される見込みです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者らは、2024年11月13日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、本応募合意株主が所有する本応募合意株式（1,343,497株、所有割合：29.36%）を本公開買付けに応募すること、TCSホールディングスは、本応募合意株主完全子会社が所有する本完全子会社応募株式（423,720株、所有割合：9.26%）を本公開買付けに応募させることに合意しております（その合計数は1,767,217株（所有割合：38.62%）になります。）。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### ① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年11月14日（木曜日）から2024年12月11日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	2024年11月14日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

###### ② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2024年12月25日（水曜日）までとなります。

###### ③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 インテグラル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号  
03-6212-6097（代表）  
CFO&コントローラー 澄川 恭章  
確認受付時間 平日10時から17時まで

##### (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金2,200円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ( )	—
株券等預託証券 ( )	—
算定の基礎	<p>本公開買付価格については、本公開買付けの目的が、本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社から本応募予定株式を取得することであるため、公開買付者らと本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。公開買付者らは、2024年10月上旬以降、本応募合意株主との本公開買付価格に係る交渉を開始しましたが、本応募合意株主の議決権の全てを公開買付者らが合計して所有していることから経済的な利害対立が生じるものではなく、もっぱら本公開買付けの目的を達成するためどのように本公開買付価格を設定するかが議論の対象となりました。その結果、2024年10月中旬、本応募予定株式以外の対象者株式が本公開買付けに応募されることを可能な限り回避すべく、対象者株式の市場株価から一定程度ディスカウントした価格を本公開買付価格とする必要性があり、参照した過去の同種の事例におけるディスカウント率が10%程度であったことを踏まえて、本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に対しておよそ10%程度 ディスカウントをした価格とすることにつき口頭で大筋合意するに至りました。そして、公開買付者らは、2024年11月12日、同日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値が2,401円であることを確認の上、当該終値に対して10%のディスカウントを目安としつつも、対象者株式の市場株価の動向、本応募予定株式以外の対象者株式が本公開買付けに応募される見通し及び本応募合意株主の応諾見込み等を総合的に勘案し、本公開買付価格を当該終値に対して8.37%ディスカウントした価格である2,200円（小数点以下を四捨五入。）としたい旨を本応募合意株主に提案したところ、2024年11月13日、本応募合意株主より当該提案を応諾する旨の回答を受けたため、同日、本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、その中で、2,200円をもって本公開買付価格とすることを正式に合意いたしました。</p> <p>なお、公開買付者らは、本応募合意株主との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。</p>

	<p>本公開買付価格である2,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,401円に対して8.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,363円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して6.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,392円に対して8.03%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,431円に対して9.50%のディスカウントを行った価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である2,200円は、本書提出日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,403円に対して8.45%のディスカウントを行った価格となります。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者らは、2023年8月下旬から、対象者株式をより適切かつ効率的に管理するストラクチャーについて検討を重ねて参りました。かかる検討を経て、公開買付者らは、2024年8月下旬、TCSグループ及びアライアンス各社の経営・財務戦略とは切り離して、対象者株式を適切かつ効率的に管理することにより、対象者の経営の安定化を図り、対象者における中長期的な企業価値の維持・向上のための取組みを支えていくことを目的として、対象者株式を継続的に所有するためにより適した事業体といえる投資ファンド又は資産管理会社である公開買付者らに異動することが適切であるとの結論に至りました。対象者は、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、TCSホールディングス及びアライアンス各社のそれぞれの戦略が加速していく中で、本公開買付けを通じて、対象者株式を公開買付者らに異動することにより、TCSホールディングス及びアライアンス各社の経営・財務戦略から切り離され、対象者株式を継続的に所有するためにより適した事業体といえる投資ファンド又は資産管理会社を安定的な株主とすることをもって対象者の経営の安定化を図ることができるとの結論に至り、上記「算定の基礎」に記載の経緯により、2024年11月13日に本公開買付価格を2,200円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主及び本応募合意株主完全子会社から本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨、2024年10月4日に伝達したところ、対象者から特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。</p>

## (3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,242,300 (株)	1,767,217 (株)	2,242,300 (株)
合計	2,242,300 (株)	1,767,217 (株)	2,242,300 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,767,217株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(2,242,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けにおいて、公開買付者らが取得する株式数は、以下の算式によって算出される株式数を予定しています。当該算式によって算出される株式数において、1株未満の端数が発生した場合には、小数点以下第一位を四捨五入することによって整数となるように公開買付者ら間の協議によって調整いたします。

TCS-1	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の20,451を乗じた数
TCS-2	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の388,526を乗じた数
TCS-3	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の214,135を乗じた数
TCS-4	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の226,888を乗じた数
豊栄実業	本公開買付けによって取得することとなった株式数に1,000,000分の150,000を乗じた数

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	22,423
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2024年11月14日現在）（個）（d）	52
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年11月14日現在）（個）（g）	13,753
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年3月31日現在）（個）（j）	45,378
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	49.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 （(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100）（%）	49.11

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（2,242,300株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年11月14日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年11月14日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年3月31日現在）（個）（j）」は、対象者が2024年6月27日に提出した第75期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（4,576,048株）に係る議決権数（45,760個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### （1）【株券等の種類】

普通株式

### （2）【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

TCS-3及びTCS-4は、2024年10月2日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、TCS-3及びTCS-4が対象者株式の取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2024年10月22日よりTCS-3及びTCS-4による対象者株式の取得が可能となっております。

- (3) 【許可等の日付及び番号】  
外国為替及び外国貿易法  
許可等の日付 2024年10月21日  
許可等の番号 J D第920号・J D第921号

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### ① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

- ② 本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時30分までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店（注1）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。）。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）へ応募株券等の振替手続を完了したうえで、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口にて公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。
- ③ 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。
- ⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。
- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑨ 応募株券等の全部の買付け等が行われなかったこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

会津支店 熊谷中央支店 新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡支店 鹿児島中央支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

マイナンバー確認書類（コピー）	本人確認書類（コピー）	
マイナンバーカード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか1点）	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等
	顔写真なし （右記のいずれか2点）	各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記いずれか1点	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍抄本 等	

法人の場合

- ① 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）
- ② 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- ③ 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

外国人株主の場合

外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）  
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後3時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話からは03-5562-7530）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時まで、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	4,933,060,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	14,000,000
その他(c)	5,600,000
合計(a) + (b) + (c)	4,952,660,000

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（2,242,300株）に、本公開買付価格（2,200円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注6) 買付け等に要する資金等のうち、「買付代金（円）(a)」については、公開買付者らがそれぞれ本公開買付けにより取得する株数に本公開買付価格（2,200円）を乗じた金額を、それぞれ充当することを予定しており、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」については、各公開買付者で分担して負担する予定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(TCS-1)

種類	金額 (千円)
普通預金	177,674
計(a)	177,674

(TCS-2)

種類	金額 (千円)
普通預金	3,343,773
計(a)	3,343,773

(TCS-3)

種類	金額 (千円)
普通預金	1,813,370
計(a)	1,813,370

(TCS-4)

種類	金額 (千円)
普通預金	1,920,557
計(a)	1,920,557

(豊栄実業)

種類	金額 (千円)
当座預金	2,174,509
計(a)	2,174,509

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

9,429,883千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【決済の開始日】

2024年12月18日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年1月7日（火曜日）となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

#### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人に開設された応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

### 11 【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,767,217株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（2,242,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

#### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者らが、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者らは応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者らは、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

(豊栄実業)

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月	事項
1983年4月	商号を豊栄実業株式会社、本店を東京都杉並区荻窪、資本金の額を2,700万円とする株式会社として設立
2018年10月	本店を東京都豊島区目白に移転

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 不動産賃貸及び不動産管理業務
2. 不動産売買業務
3. 有価証券の保有、売買及び運用
4. 法人に対する経営コンサルティング業
5. 上記各号に附帯する一切の業務

(事業の内容)

不動産の賃貸、管理、売買、並びに有価証券の保有、売買及び運用等を主な事業の内容としております。

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年11月14日現在

資本金の額	発行済株式の総数
27,000,000円	840株

##### ④【大株主】

2024年11月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高山 芳之	東京都渋谷区南平台町	420	50.00
高山 正大	東京都渋谷区神山町	420	50.00
計	—	840	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	—	高山 芳之	1977年3月28日	2003年3月	豊栄実業株式会社 取締役	420
				2003年6月	東京コンピュータサービス株式会社 (現：株式会社マーブル) 取締役	
				2008年6月	MUTOHホールディングス株式会社 取締役 (現任)	
				2018年2月	豊栄実業株式会社 代表取締役 (現任)	
				2018年5月	TCSホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) 東京コンピュータサービス株式会社 (現：株式会社マーブル) 代表取締役社長	
				2018年6月	株式会社セコニックホールディングス (現：株式会社セコニック) 取締役 (現任)	
				2024年10月	株式会社マーブル 取締役会長 (現任)	
取締役	—	高山 正大	1980年7月30日	2008年9月	インターネットウェア株式会社 (現：株式会社マーブル) 代表取締役社長	420
				2009年1月	豊栄実業株式会社 取締役 (現任)	
				2011年6月	東京コンピュータサービス株式会社 (現：株式会社マーブル) 取締役 (現任)	
				2015年6月	TCSホールディングス株式会社 取締役 (現任)	
				2016年4月	NCホールディングス株式会社 取締役	
				2018年5月	ハイテクシステム株式会社 (現：株式会社マーブル) 代表取締役社長	
				2024年10月	株式会社マーブル 取締役 (現任)	
取締役	—	浅倉 通孝	1961年3月18日	2016年2月	豊栄実業株式会社 取締役 (現任)	—
						840

(2) 【経理の状況】

公開買付者である豊栄実業の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

なお、公開買付者である豊栄実業の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

## ①【貸借対照表】

2023年9月30日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,779	流動負債	190
現金及び預金	19,169	買掛金	114
売掛金	13	未払金	57
未収入金	6,593	賞与引当金	3
貸倒引当金	△0	その他の負債	16
その他の資産	4		
固定資産	12,588	固定負債	314
(有形固定資産)	10,252	長期預り金	126
建物及び構築物	4,129	役員退職慰労引当金	181
機械及び装置	281	退職給付引当金	7
工具、器具及び備品	143	負債合計	504
少額減価償却資産	192		
土地	5,490	純資産の部	
建設仮勘定	18	株主資本	37,863
(無形固定資産)	103	資本金	27
借地権	103	資本剰余金	38
(投資その他の資産)	2,232	資本準備金	38
投資有価証券	136	利益剰余金	37,798
関係会社株式	2,087	利益準備金	3
その他の資産	9	(その他利益剰余金)	37,795
		別途積立金	1,080
		繰越利益剰余金	36,715
		純資産合計	37,863
資産合計	38,367	負債・純資産合計	38,367

## ②【損益計算書】

自 2023年1月1日 至 2023年9月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	982	982
売上原価	15	15
売上総利益又は売上総損失 (△)		967
販売費及び一般管理費		1,015
営業利益又は営業損失 (△)		△48
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	90	
雑収入	109	199
営業外費用		
支払利息	35	
有価証券売却損	2,553	2,588
経常利益又は経常損失 (△)		△2,438
特別利益		
固定資産売却益	328	
投資有価証券売却益	29,502	29,831
特別損失		
固定資産除却損	2	
その他の特別損失	0	2
税引前当期純利益		27,390
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		27,390

③【株主資本等変動計算書】

自 2023年1月1日 至 2023年9月30日

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金合計		利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	27	38	38	3	1,080	9,395	10,478	10,543	10,543
当期変動額									
当期純利益						27,390	27,390	27,390	27,390
剰余金の配当						△70	△70	△70	△70
当期変動額合計						27,320	27,320	27,320	27,320
当期末残高	27	38	38	3	1,080	36,715	37,798	37,863	37,863

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① 投資有価証券及び関係会社株式  
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法  
2016年4月1日以後に取得する建物付属設備・構築物については定額法  
その他有形固定資産は定率法
- ② 無形固定資産 定額法

3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上していません。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

## 2 【会社以外の団体の場合】

(TCS-1)

(1) 【団体の沿革】

TCS-1は、対象者に対して投資する事業を行うことを目的として、2023年4月26日付で投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき組成された投資事業有限責任組合であり、Tokyo-1 GP株式会社を無限責任組合員とします。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

① 団体の目的

TCS-1は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて組成された投資事業有限責任組合であり、投資先企業の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。

② 事業の内容

TCS-1は、株式会社の株式等の取得及び保有、投資事業有限責任組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を行います。

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

TCS-1の設立当初から本書提出日現在までの出資金額は769百万円です。

(4) 【役員の職歴及び所有株式の数】

公開買付者であるTCS-1の無限責任組合員であるTokyo-1 GP株式会社の役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	
代表取締役	—	辺見 芳弘	1957年10月7日	1980年4月 1990年8月 1998年6月 2004年6月 2007年9月 2023年4月	三井物産株式会社 入社 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 アディダスジャパン株式会社 入社 株式会社東ハト 代表取締役社長 インテグラル株式会社 取締役パートナー（現任） Tokyo-1 GP株式会社 代表取締役（現任）

(TCS-2)

(1) [団体の沿革]

TCS-2は、対象者に対して投資する事業を行うことを目的として、2023年4月26日付で投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき組成された投資事業有限責任組合であり、Tokyo-2 GP株式会社を無限責任組合員とします。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

① 団体の目的

TCS-2は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて組成された投資事業有限責任組合であり、投資先企業の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。

② 事業の内容

TCS-2は、株式会社の株式等の取得及び保有、投資事業有限責任組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を行います。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

TCS-2の設立当初から本書提出日現在までの出資金額は14,624百万円です。

(4) [役員の職歴及び所有株式の数]

公開買付者であるTCS-2の無限責任組合員であるTokyo-2 GP株式会社の役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	
代表取締役	—	辺見 芳弘	1957年10月7日	1980年4月 1990年8月 1998年6月 2004年6月 2007年9月 2023年4月	三井物産株式会社 入社 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 アディダスジャパン株式会社 入社 株式会社東ハト 代表取締役社長 インテグラル株式会社 取締役パートナー (現任) Tokyo-2 GP株式会社 代表取締役 (現任)

(TCS-3)

(1) [団体の沿革]

TCS-3は、2023年4月17日付で、英国領ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、Tokyo-3 GP Ltd. を General PartnerとするExempted Limited Partnershipです。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

① 団体の目的

TCS-3は、株式会社の株式等の取得及び保有、Exempted Limited Partnership Agreementに従ったPartnership財産の運用をするために組成されました。

② 事業の内容

株式会社の株式等の取得及び保有、Exempted Limited Partnership Agreementに従ったPartnership財産の運用をすることです。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

TCS-3の設立当初から本書提出日現在までの出資金額は8,060百万円です。

(4) [役員の職歴及び所有株式の数]

公開買付者であるTCS-3のGeneral PartnerであるTokyo-3 GP Ltd. の役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	
Director	—	John Cullinane	1965年1月4日	2001年9月 2009年10月 2023年7月	Director, Walkers SPV Limited Director, Summit Management Limited (現任) Director, Tokyo-3 GP Ltd. (現任)
Director	—	Darren Paul Riley	1965年12月8日	1997年9月 2015年7月 2023年4月	Managing Director, BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited Director, Summit Management Limited (現任) Director, Tokyo-3 GP Ltd. (現任)

(TCS-4)

(1) [団体の沿革]

TCS-4は、2023年4月18日付で、英国領ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、Tokyo-4 GP Ltd. を General PartnerとするExempted Limited Partnershipです。

(2) [団体の目的及び事業の内容]

① 団体の目的

TCS-4は、株式会社の株式等の取得及び保有、Exempted Limited Partnership Agreementに従ったPartnership財産の運用をするために組成されました。

② 事業の内容

株式会社の株式等の取得及び保有、Exempted Limited Partnership Agreementに従ったPartnership財産の運用をすることです。

(3) [団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額]

TCS-4の設立当初から本書提出日現在までの出資金額は8,540百万円です。

(4) [役員職歴及び所有株式の数]

公開買付者であるTCS-4のGeneral PartnerであるTokyo-4 GP Ltd. の役員職歴、役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	
Director	—	Cassandra Powell	1974年2月5日	2001年3月 2007年3月 2010年12月 2012年2月 2023年7月	Senior Manager, Queensgate Bank & Trust Company Ltd. Director, Rawlinson & Hunter Limited Director, The Harbour Trust Co. Ltd. (現任) Director, HTC Fiduciary Services Limited (現任) Director, Tokyo-4 GP Ltd. (現任)
Director	—	Andrew Edgington	1961年6月7日	2003年11月 2008年1月 2020年9月 2023年4月 2023年7月	Director & Head of Product Development Barings Asset Management Limited SVP Walkers Fund Services Limited Client Director IQ EQ Fund Services (Cayman) Limited Director, HTC Fiduciary Services Limited (現任) Director, Tokyo-4 GP Ltd (現任)

### 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,805 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,805	—	—
所有株券等の合計数	13,805	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 上記「公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」の計算において、公開買付者らの特別関係者に重複して該当する者の所有する株券等の数について重複計上を回避するための調整を行っております。

(注2) 公開買付者らは、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合は、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(TCS-1分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(TCS-2分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,753 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,753	—	—
所有株券等の合計数	13,753	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(TCS-3分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,753 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,753	—	—
所有株券等の合計数	13,753	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(TCS-4分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,753 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,753	—	—
所有株券等の合計数	13,753	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(豊栄実業分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	383 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	383	—	—
所有株券等の合計数	383	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	52	—	—
所有株券等の合計数	52	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(TCS-1分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(TCS-2分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(TCS-3分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(TCS-4分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(豊栄実業分)

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	52 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	52	—	—
所有株券等の合計数	52	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,753 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,753	—	—
所有株券等の合計数	13,753	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	TCSホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号 東京建物第3室町ビル
職業又は事業の内容	株式の保有によるグループ全体の事業活動の支配及び管理、不動産の賃貸及び管理、金融業等
連絡先	連絡者 インテグラル株式会社 CFO&コントローラー 澄川 恭章 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 電話番号 03-6212-6097
公開買付者との関係	公開買付者であるTCS-2、TCS-3及びTCS-4が特別資本関係を有する法人

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	株式会社セコニック
住所又は所在地	東京都世田谷区池尻3丁目1番3号
職業又は事業の内容	露出計、カラーメーター、光学式マーク読取装置（OMR）、記録計、温湿度記録計、粘度計、無機エレクトロ・ルミネッセンス（EL）、監視カメラ等自主開発製品の製造販売、事務機器等の受託生産及びこれらを行うグループ会社の経営管理並びに不動産賃貸等
連絡先	連絡者 インテグラル株式会社 CFO&コントローラー 澄川 恭章 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 電話番号 03-6212-6097
公開買付者との関係	公開買付者であるTCS-2、TCS-3及びTCS-4が特別資本関係を有する法人

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	高山 芳之
住所又は所在地	東京都豊島区目白二丁目16番20号（公開買付者である豊栄実業の所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者である豊栄実業の代表取締役 TCSホールディングス 代表取締役社長 マーブル 取締役会長 セコニック 取締役 明成商会 取締役 対象者 取締役
連絡先	連絡者 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 黒田 裕 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 電話番号 03-6889-7000（代表）
公開買付者との関係	公開買付者である豊栄実業に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者である豊栄実業の役員 公開買付者であるTCS-2、TCS-3及びTCS-4が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	高山 正大
住所又は所在地	東京都豊島区目白二丁目16番20号（公開買付者である豊栄実業の所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者である豊栄実業の取締役 TCSホールディングス 取締役 マーブル 取締役
連絡先	連絡者 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 黒田 裕 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 電話番号 03-6889-7000（代表）
公開買付者との関係	公開買付者である豊栄実業に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者である豊栄実業の役員 公開買付者であるTCS-2、TCS-3及びTCS-4が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

TCSホールディングス

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,220 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	13,220	—	—
所有株券等の合計数	13,220	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

セコニック

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	202 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	202	—	—
所有株券等の合計数	202	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

高山 芳之

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	178 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	178	—	—
所有株券等の合計数	178	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	153 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	153	—	—
所有株券等の合計数	153	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者らは、2024年11月13日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結し、本応募合意株主が所有する本応募合意株式会社（1,343,497株、所有割合：29.36%）を本公開買付けに応募すること、TCSホールディングスは、本応募合意株主完全子会社が所有する本完全子会社応募株式（423,720株、所有割合：9.26%）を本公開買付けに応募させることに合意しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所スタンダード市場							
	月別	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月
最高株価（円）		2,610	2,643	2,587	2,540	2,498	2,449	2,419
最低株価（円）		2,169	2,403	2,421	2,000	2,266	2,283	2,320

（注） 2024年11月については、同月13日までの株価です。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

#### (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

##### ① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

##### ② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第74期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第75期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日 関東財務局長に提出

###### ② 【半期報告書】

事業年度 第76期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日 関東財務局長に提出予定

###### ③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### ④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

MUTOHホールディングス株式会社

（東京都世田谷区池尻3丁目1番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 「2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2024年11月13日付で「2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の概要は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

###### ① 損益の状況（連結）

会計期間	2025年3月期 第2四半期中間連結会計期間
売上高	8,912百万円
売上原価	5,079百万円
販売費及び一般管理費	3,135百万円
営業外収益	90百万円
営業外費用	90百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	1,043百万円

###### ② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2025年3月期 第2四半期中間連結会計期間
1株当たり中間純利益	228.21円
1株当たり配当額	36.00円

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	16,124	14,151	15,848	16,794	17,507
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△600	△291	743	979	1,172
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,015	△1,200	773	878	764
包括利益 (百万円)	△949	△643	1,154	1,361	1,500
純資産額 (百万円)	21,113	20,268	21,243	22,406	23,546
総資産額 (百万円)	26,869	25,222	26,674	27,316	28,697
1株当たり純資産額 (円)	4,481.03	4,283.46	4,485.91	4,727.93	4,961.03
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△223.25	△263.62	169.76	192.51	167.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75.9	77.3	76.7	79.0	79.0
自己資本利益率 (%)	△4.8	△6.0	3.9	4.2	3.5
株価収益率 (倍)	—	—	12.49	8.61	13.50
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△193	312	671	1,155	1,094
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△157	691	△191	540	△1,770
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△227	△252	△214	△266	△454
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,472	8,301	8,711	10,278	9,410
従業員数 (人)	693	674	632	601	587
[外、平均臨時雇用者数]	[119]	[77]	[91]	[110]	[113]

- (注) 1. 第73期、第74期及び第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第71期及び第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平均臨時雇用者数には人材派遣会社からの派遣社員を含めて表示しております。
3. 第71期及び第72期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 対象者の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	1,135	825	741	481	682
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	266	29	114	△181	△179
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	449	△426	652	△179	688
資本金 (百万円)	10,199	10,199	10,199	10,199	10,199
発行済株式総数 (株)	5,054,818	5,054,818	5,054,818	5,054,818	5,054,818
純資産額 (百万円)	17,370	16,861	17,298	16,861	17,297
総資産額 (百万円)	17,798	17,141	17,761	17,347	17,937
1株当たり純資産額 (円)	3,818.03	3,702.04	3,793.82	3,693.99	3,785.01
1株当たり配当額 (円)	35.00	30.00	35.00	45.00	65.00
(内1株当たり中間配当)	(—)	(—)	(—)	(—)	(25.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	98.71	△93.64	143.12	△39.40	150.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	97.6	98.4	97.4	97.2	96.4
自己資本利益率 (%)	2.6	△2.5	3.8	△1.1	4.0
株価収益率 (倍)	14.37	△17.48	14.81	△42.08	14.98
配当性向 (%)	35.5	△32.0	24.5	△114.2	43.1
従業員数 (人)	31	34	28	22	26
[外、平均臨時雇用者数]	[9]	[7]	[4]	[5]	[8]
株主総利回り (%)	77.0	90.2	117.7	95.6	130.9
(比較指標：TOPIX業種別指数〔電気機器〕)	(98.6)	(166.3)	(72.4)	(175.2)	(239.8)
最高株価 (円)	1,928	1,775	2,399	2,299	2,441
最低株価 (円)	1,119	1,214	1,529	1,468	1,604

- (注) 1. 第71期、第73期及び第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第72期及び第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平均臨時雇用者数には人材派遣会社からの派遣社員を含めて表示しております。
3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。